

高都都第1400号  
令和4年1月17日

高槻市都市計画審議会 会長 様

高槻市長 濱 田 剛 史



高槻市立地適正化計画の変更に関する意見について（付議）

みだしのことについて、次のとおり審議会に付議します。

## 理 由

平成29年3月に策定した現行の「高槻市立地適正化計画」の居住誘導区域は災害リスクを踏まえた上で設定していますが、災害リスクの内、浸水想定区域（水害）については、河川の整備が計画的に進められていることや、降雨や河川水位の観測体制が一定整い事前の避難が可能なことから、居住誘導区域に含めています。

今般、都市再生特別措置法が一部改正され、居住誘導区域に水害や土砂災害等の災害リスクがある区域を含める場合には、当該地区の災害リスクを踏まえた防災・減災対策を明らかにすることが必要となりました。

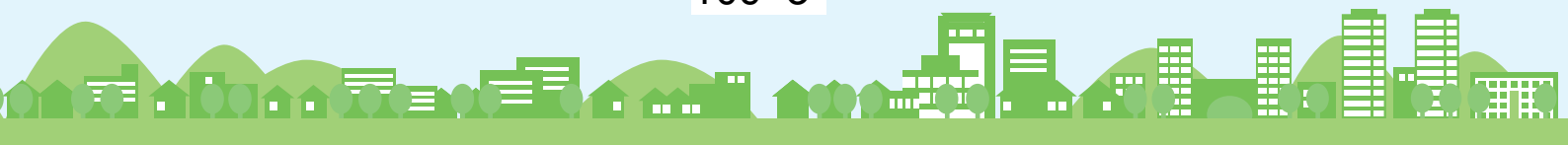
このことから、頻発化・激甚化する自然災害への対応や法改正の主旨を踏まえ、水害リスクについて、居住誘導区域を見直すとともに、防災指針を追加する「高槻市立地適正化計画」の変更案について、意見を求めるため付議するものです。

# 高槻市 立地適正化計画

(案)

平成 29 年 3 月

109-3





## はじめに

日本の総人口は、平成 27 年の国勢調査で、大正 9 年の調査開始以降初めて人口減少となり、人口減少社会の到来がデータとしても明らかとなりました。

国においては、人口減少社会において持続可能な都市経営を行っていくため、医療・福祉・商業等の都市機能がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直す「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えでまちづくりを進めていくことが重要とされ、平成 26 年に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画制度を設けられました。

一方、高槻市では国に先駆けて、平成 18 年度に策定した都市計画マスタープランから「集約型都市づくり」を掲げ、無秩序な市街地の拡散を抑制する一方で、本市の玄関口にふさわしい都市機能の集積と高度化を図る JR 高槻駅北東地区都市開発事業など中心市街地の活性化に取り組んできました。その結果、中心市街地の人口増加や、まちの活力の向上につながるなど、コンパクトシティの形成に向けた取組を進めてきたところです。

しかしながら、本市は、高度経済成長期の昭和 30～40 年代にかけて全国的にもまれにみる人口急増を経験していることから、今後、急速な高齢化と中長期的には人口減少が予測されています。そのため、市民税の減少や社会保障関係費の増加、人口急増期に整備した多くの公共施設等の老朽化対策など、本市の行財政運営を取り巻く環境は極めて厳しくなることが予想されています。

このようなことから、今般、都市再生特別措置法に基づく「高槻市立地適正化計画」を策定いたしました。今後は、本計画を基軸に、将来にわたって誰もが住みやすく活力あるまちの実現を目指し、まちづくりをはじめ、医療・福祉・商業等の各種計画と連携しながら取組を進めてまいりますので、今後とも関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 29 年 3 月

高槻市長

濱田 剛史





# 【目次】

1	高槻市立地適正化計画について	1
1-1	市のあらまし	2
1-2	立地適正化計画制度の概要	3
1-3	計画の位置づけ	4
1-4	計画区域	6
1-5	目標年次	6
2	現状と課題	7
2-1	立地適正化に係る現状	8
2-2	今後のまちづくりの課題	35
3	まちづくりの理念と基本的な考え方	37
3-1	理念と方向性	38
3-2	居住誘導区域	40
3-3	都市機能誘導区域	44
3-4	誘導施設	46
3-5	都市機能誘導区域の区域詳細図	48
4	施策	57
4-1	届出制度	58
4-2	施策	60
5	計画の推進に向けて	63
5-1	目標	64
5-2	進捗管理	65
6	参考資料	67
6-1	検討の体制	68
6-2	検討の経過	70





# 1 高槻市立地適正化計画について

- 1-1 市のあらまし
- 1-2 立地適正化計画制度の概要
- 1-3 計画の位置づけ
- 1-4 計画区域
- 1-5 目標年次



## 1-1 市のあらまし

### 1-1-1 本市の特性

高槻市は大阪府の北東部にあって、大阪と京都の中間に位置し、北は北摂連山につながる山並みと丘陵、南は芥川・桧尾川などによって形成された平野が淀川に接している自然豊かなまちです。

また、JR 東海道本線の新快速や阪急京都線の特急の停車駅があり、大阪・京都からともに約 15 分で結ばれ、これらの鉄道駅を中心に市営バス等のネットワークが市内各地域を結んでいることから、交通利便性の高い都市として知られています。

昭和 18 年（1943 年）の市制施行時に約 3 万人であった人口は、昭和 40 年（1965 年）に約 13 万人、昭和 50 年（1975 年）には約 33 万人となる全国的にもまれに見る人口急増期を経て、中核市に移行した平成 15 年（2003 年）には人口約 36 万人都市として発展してきました。

### 1-1-2 これまでのまちづくり

本市の人口は、一時的に 36 万人を超えたものの、近年は 35 万人台後半で横ばいから緩やかな減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」といいます。）によると、本市の人口は平成 22 年（2010 年）の約 35.7 万人から、平成 52 年（2040 年）には約 31.7 万人へ減少すると推計されています。さらには、人口急増期に転入された方々の多くが高齢期を迎えるため、急速な高齢化が予想されています。

また、小中学校等の公共施設や、道路や上下水道等の都市基盤の多くが人口急増期に整備されており、それらが大規模改修や更新時期を迎えつつある中、その対応が課題となっています。

財政面では、人口減少等により市税収入の増加が見込めない中、社会保障関係費や既存施設の維持補修費の増大が見込まれ、厳しい行財政運営となることが予想されています。

このような中、本市では、平成 23 年（2011 年）に策定した「高槻市総合戦略プラン（第 5 次高槻市総合計画）」（以下「総合戦略プラン」といいます。）に基づき、定住人口の増加、特に生産年齢人口の増加を図ることを最重点課題として、将来にわたって財政の健全性を維持しつつ、あらゆる世代の市民が安心して暮らせる行政サービスを提供していくために、各種施策を展開してきました。

## 1-2 立地適正化計画制度の概要

立地適正化計画とは、平成26年（2014年）の都市再生特別措置法の一部改正により、市町村が策定できるようになった計画で、様々な都市機能の立地の適正化を図る、都市全体を見渡したマスタープランとなるものです。主な内容は、今後の人口減少や少子高齢化の進行に対応した持続可能な都市を実現するため、人口密度を維持し、生活サービス機能等の適切な誘導を図る居住誘導や都市機能誘導の方針を示すものです。

### 【計画に記載すべき主な事項】

- 立地適正化計画の「区域」
- 立地の適正化に関する「基本的な方針」
- 都市の居住者の居住を誘導すべき「居住誘導区域」
- 都市機能増進施設の立地を誘導すべき「都市機能誘導区域」及び区域ごとにその立地を誘導すべき「誘導施設」
- その他必要な事項（誘導を図るために必要な施策等）

### ■立地適正化計画区域

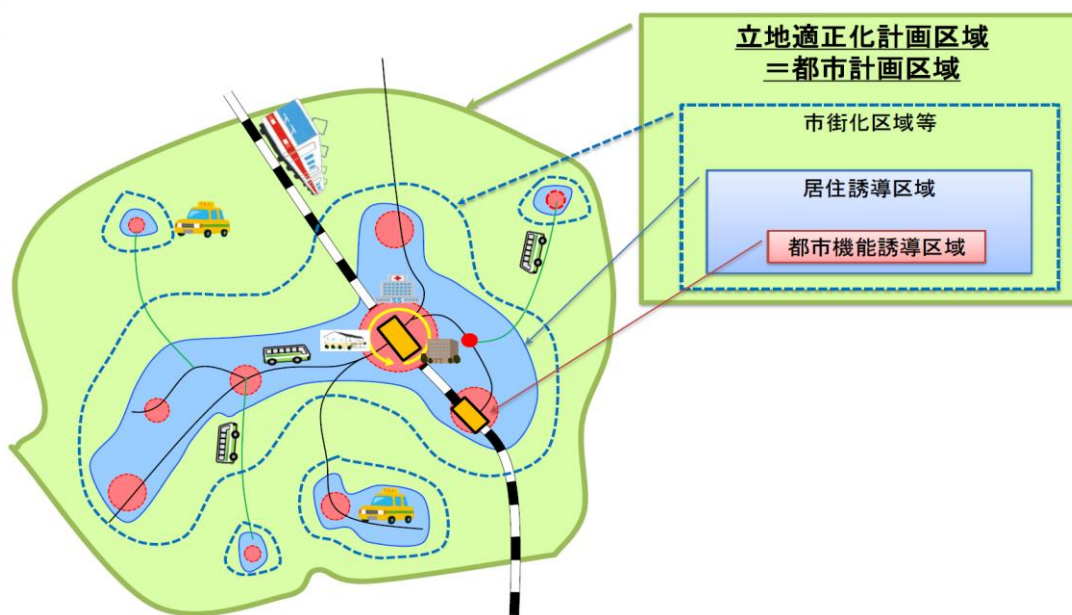
- ・都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体とすることが基本

### ■居住誘導区域

- ・人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

### ■都市機能誘導区域

- ・医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域



出典：国土交通省「改正都市再生特別措置法等について」（2015年6月1日時点版）

### 1-3 計画の位置づけ

#### 1-3-1 国の方針との関係

本市が総合戦略プランや「高槻市都市計画マスタープラン」(以下「都市計画マスタープラン」といいます。)に基づき取り組んできた「集約型都市づくりの推進」は、国の立地適正化計画制度の方針と一致しています。

今後、急速に進行する人口減少や少子高齢化において、利便性が高く住みやすいまちを維持していくためには、持続可能な行財政運営が必要であり、集約型都市づくりの推進を図ることが重要であるため、当該制度を活用し高槻市立地適正化計画を策定するものです。

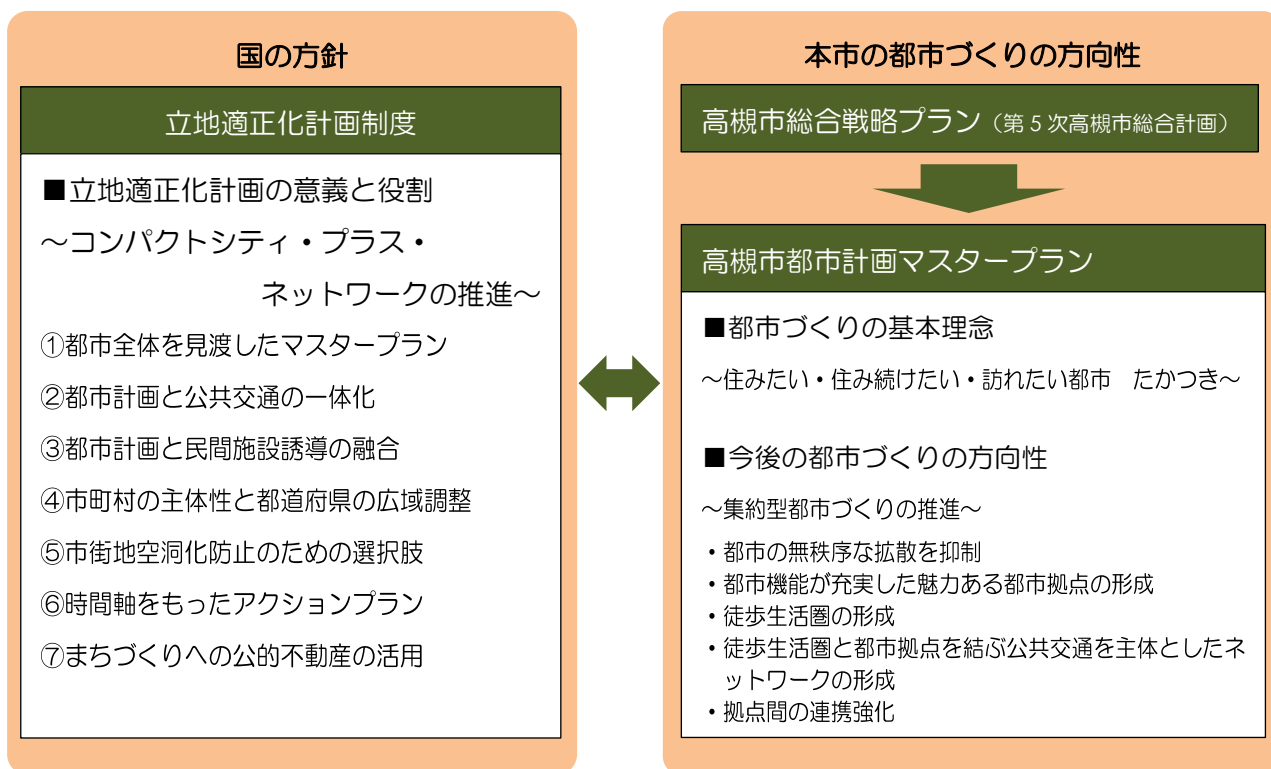


図 1-1 国の方針と本市の都市づくりの方向性との関係

#### 1-3-2 他の計画との関係

総合戦略プランは平成 28 年(2016 年)に中間見直しを行い、将来の都市像の実現を図るため、8 つの章からなる施策体系別計画を設定した「高槻市総合戦略プラン基本計画 28」(以下「基本計画 28」といいます。)を策定しました。都市機能の充実のため、都市づくり・住環境分野での取組の方向性として「コンパクトシティ・プラス・ネットワークへの取組の推進」を掲げ、医療・福祉・商業等の都市機能や住居等がまとまって立地するように誘導し、市街地の拡散を抑制することで、自家用車に過度に依存することなく、誰もが目的地へ円滑に移動できる環境を整えていくことを掲げています。これは、都市計画マスタープランに掲げる「集約型都市づくりの推進」を改めて示したものであり、立地適正化計画はその具体化を図る計画となります。

計画を推進するに当たっては、様々な分野別計画とも連携した取組を進めていくことが必要です。

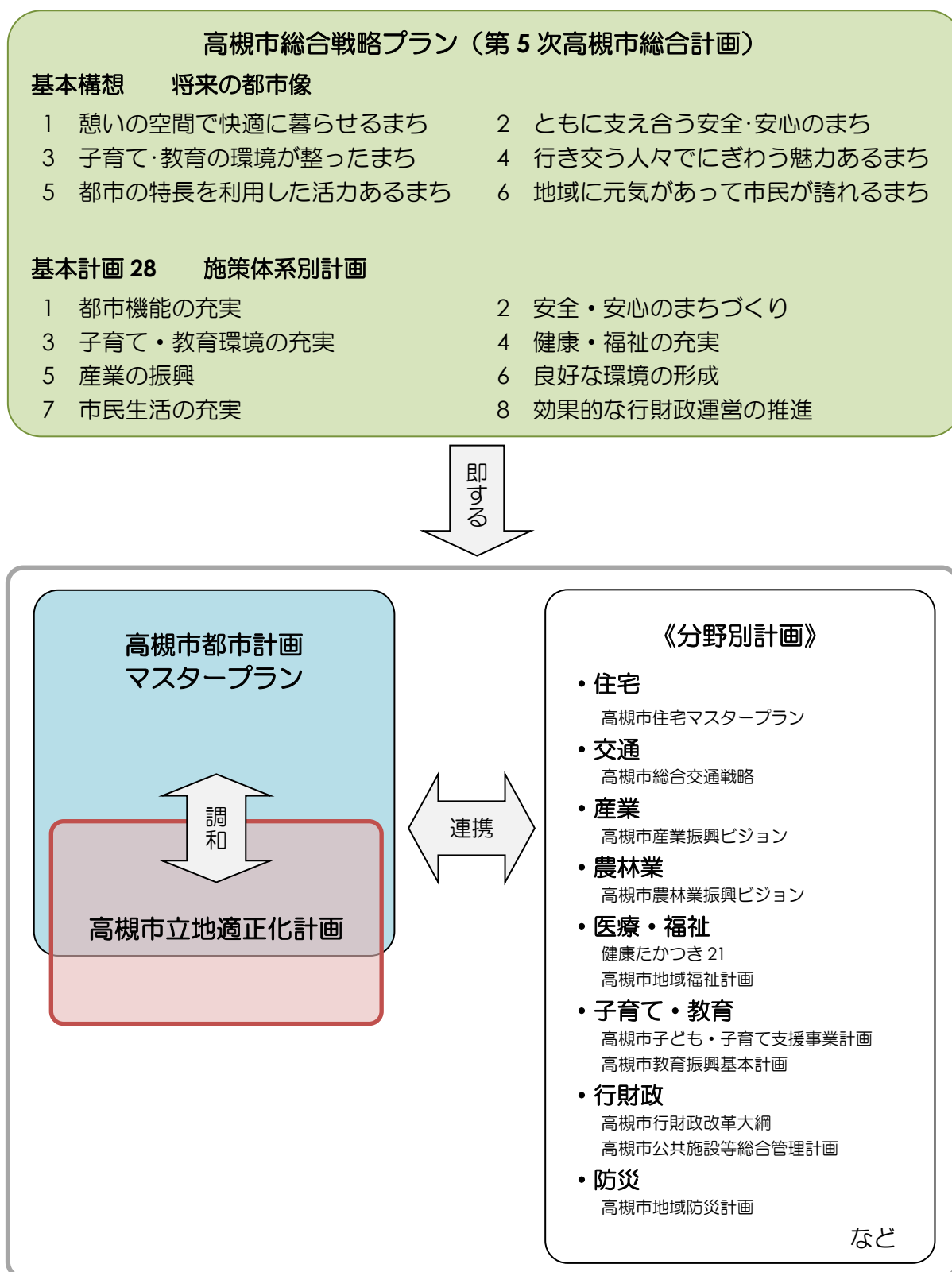


図 1-2 立地適正化計画と他の計画との関係図

### 1-4 計画区域

立地適正化計画の区域は、都市計画区域全体を基本とされており、本市は市域全域が都市計画区域に指定されていることから、市域全域を本計画の区域とします。

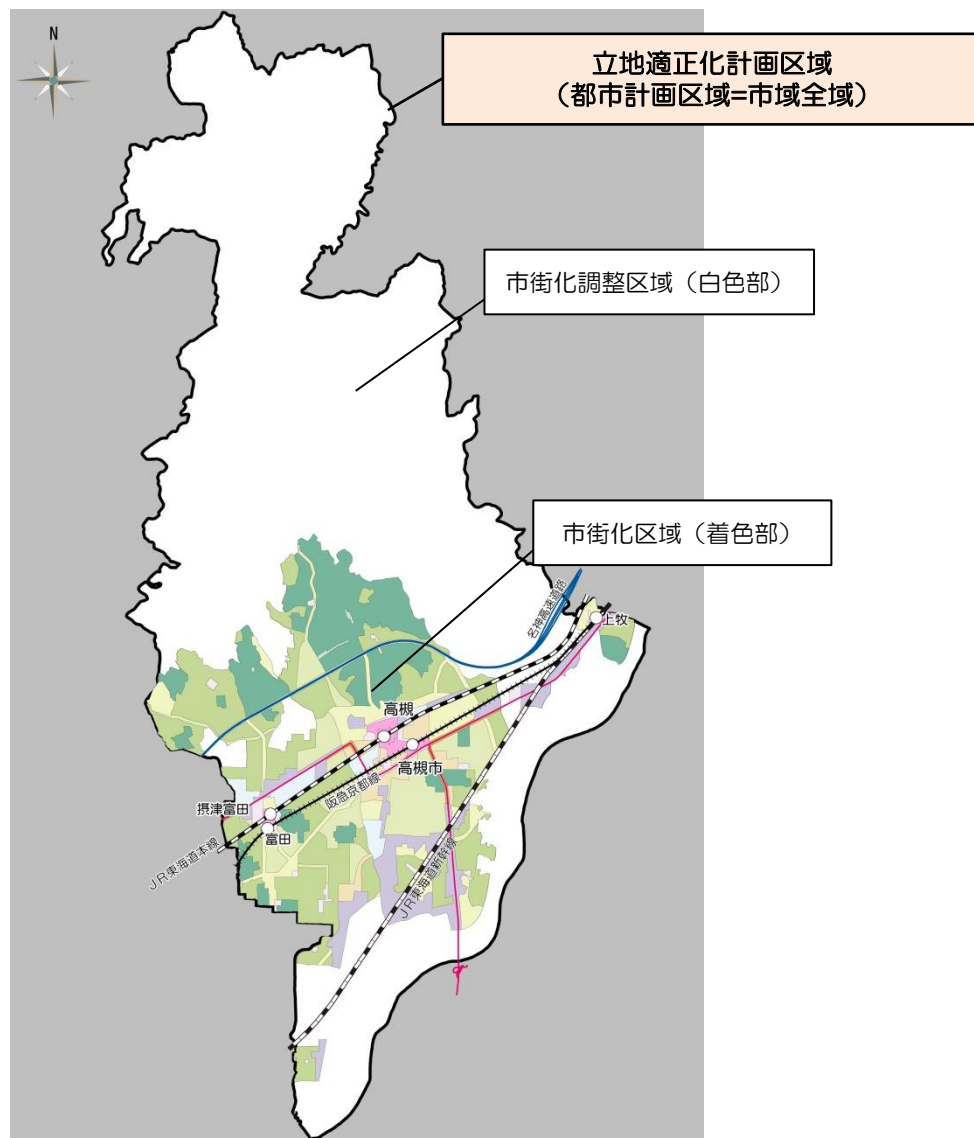


図 1-3 立地適正化計画の計画区域

### 1-5 目標年次

本計画の目標年次は、平成 42 年度（2030 年度）とします。ただし、都市計画マスタープランの改定に合わせ、必要に応じて見直しを行います。



図 1-4 目標年次

## 2 現状と課題

2-1 立地適正化に係る現状

2-2 今後のまちづくりの課題



本章で分析を行う人口メッシュ図は特に注意事項がない場合、下記のとおりとしています。

○平成22年（2010年）の人口メッシュ図は同年の国勢調査結果を用いて分析・図化

○平成62年（2050年）の人口メッシュ図は以下の推計手法・設定値を用いて分析・図化

- 平成22年（2010年）の国勢調査結果を用い、コーホート要因法により推計
- 推計に用いた生残率、純移動率、子ども女性比等の設定値は、社人研によるパラメーターに準拠

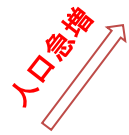
æ∅°, 'Ýt Ç "tÀÃ©kt î9 tð!tÝâ ĩ¼ `î'Ñ, tμ^±  
âÆ·â, Û •Çç u³"tœ~ ., Å0 , "É ¶ 20 0, ± ~•Çç•tÃ "o.  
ÿ°', È-ÓÛrç Ôœ±"Òt- 40 0, ./° 62 0ç 2050 0£ç°.Y~Û •³•Òâ  
, Çç u

2-1 'g...4: Gî\_€• #"g

2-1-1 Ç•

(1) •wbÇ•bW¶N0£

æ ,t/' 40 0ç 1965 0£'- 13 b'° <¬''Ý•t/' 50 0ç 1975 0£'-  
33 b''³Ô±••t 10 0Ó°- 20 b'AL "¼ÎŽ'ËÇÕ'xÔ'ÝïAÛ°4  
Ç " u  
" t /° 62 0ç 2050 0£. i¹ 'Ý , t /° 22 0ç 2010 0£.- 8 ; . - 29 b  
'Ç° r t 0k''° 'xÔ±t 0r'Ý,- 6 ; .- 3 b' t 0k'Ý,- 7 ;  
. - 15 b' Ç° r çÔ±Y~žÕ~•Çç u \_pt , -Wk•'Ý,t 'ÝïA-' »  
žÕ" Ç,mÊ. ²Ë° <Ôt•ØÏÔ~Ç,ø% â•mÊ. pw.v~•Wk-ÛG  
't -2 ? ±³Ô -7 b' ' Ç° AL çÔ³²t 'ÝïA-.ï™³ 'Ý Ê»•», .Wk  
„'•~ "a çÔ±xBÇÕ~•Çç u



Ç' 2010 0Ç°, Îlæùt 2015 0ø2040 0, H' 'ÑÔ'ÝY~½Ð t 2045 0ì , H' Y''A çÔY~½Ð  
d'Ýïà, 0kgÇ Éç 1985ø2010 01 L£

W 2-1 °<K S B 9Ç•bN&ã\W¶N0£





















































































































































